

議案第76号

調布市長等常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年9月2日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

市長等に教育長を加えるとともに教育長の給料の額を定めるほか、所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市長等常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例

調布市長等常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和31年調布市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 教育長

第5条第2項第3号中「常勤」を「教育長又は常勤」に改め、同条第4項中「又は常勤」を「，教育長又は常勤」に改める。

別表第1副市長の項の次に次のように加える。

教育長	830,000円
-----	----------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(調布市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の廃止)

2 調布市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例（昭和31年調布市条例第21号）は、廃止する。

(調布市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日前に教育長が従事した勤務に係る給与及び旅費の支払については、なお従前の例による。

(調布市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

4 調布市特別職報酬等審議会条例（昭和39年調布市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「職員」を「職員（市長，副市長，教育長及び常勤の監査委員をいう。）」に改める。